

東日本大震災被災者の医療・介護の負担免除を復活する よう求める意見書

東日本大震災の被災者に継続されてきた国民健康保険と後期高齢者医療の医療費自己負担額、介護保険利用者自己負担額の免除措置が平成 25 年 3 月 31 日をもって打ち切れ、平成 25 年 4 月 1 日から負担が発生しています。

大震災から 2 年が過ぎましたが、被災地の復興はこれからです。長引く避難生活によって生活習慣病やメンタルヘルスが悪化し、生活不活発病患者や要介護認定者が増加しています。仮設住宅入居者の有病率は 52 パーセントに達しており、そのうち未治療者が 5.8 パーセントもあると見られます。

生業再開の遅れによる失業や収入の減少に加えて、身近な医療機関が流失・損壊したために、被災者は高い交通費をかけて遠くの医療機関にかかっているのが実情です。

生活再建に至らない被災者にとって、医療・介護の負担免除措置はまさに命綱になっています。

被災 3 県のうち岩手県と福島県が負担免除措置を継続しているにもかかわらず、被災者が最も多い宮城県が打ち切ったことは、とても納得できるものではありません。

よって、国・県においては下記の事項を実現されるよう強く要望します。

記

1 国に対して以下のことを要望します。

- (1) 医療保険の種類を問わず、国が全額を負担して被災者の医療・介護の自己負担を減免する特例措置を復活させること。
- (2) 平成 24 年 10 月から平成 25 年 3 月まで、被災者の医療・介護の自己負担を免除するために地方自治体が負担した費用を全額補填すること。

2 宮城県に対して以下のことを要望します。

- (1) 県の削る責任において、国に対して強く財政措置を求め、ただちに被災者の医療・介護の負担免除措置を復活させること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成25年6月17日

名取市議会議長 山田 龍太郎

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
財務大臣 殿
厚生労働大臣 殿
復興大臣 殿
宮城県知事 殿